

平成 17 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 アルテック株式会社  
代 表 者 の 代表取締役社長 田中 利浩  
役 職 氏 名  
(コード番号 9972 東証第1部)  
問 い 合 せ 先 取締役  
財務・経理担当 尾山 義秋  
T E L ( 0 3 ) 5 3 6 3 - 0 9 2 6

### 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 18 日開催の取締役会において、2009 年 6 月 5 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

- 社 債 の 名 称 アルテック株式会社 2009 年 6 月 5 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
- 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100%（各本社債額面金額 1,000,000 円）
- 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
- 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2009 年 6 月 6 日
- 募 集 に 関 する 事 項
  - 募 集 方 法 スイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）における Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branch（以下「MSIZ」という。）の総額買取引受による募集。なお、当社は、MSIZ に対し、2009 年 5 月 27 日正午（スイス時間）までに MSIZ が当社に通知することにより、本社債額面金額合計額 300,000,000 円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。但し、買付の申込は条件決定日（下記(2)に定義される。）の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。
  - 発 行 価 格 （ 募 集 価 格 ） 当社代表取締役会長由利和久（以下「当社代表取締役」という。）が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に係る条件決定日（以下「条件決定日」という。）に、本社債の額面金額の 101.5%以上 102.5%以下の範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
- 本 新 株 予 約 権 に 関 する 事 項
  - 本 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る本社債額面金額の総額を転換価額（下記(3)に定

ご注意：この文書は、当社が 2009 年 6 月 5 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

義される。)で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 本新株予約権の総数

1,700個及び上記5(1)記載のMSIZの権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数

(3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は以下のとおりとする。

(i) 当初転換価額

当初転換価額は、当社取締役会の授権に基づき、当社代表取締役が、条件決定日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の100%を下回らない範囲で、上記2.記載の本社債の発行価額その他の当社取締役会の決議事項及び投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。

(ii) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション制度によるオプションの付与その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

(iii) 転換価額の下方修正

2006年5月19日(以下「第一決定日」という。)及び2007年5月18日(以下「第二決定日」という。)(いずれも日本時間。以下「決定日」と総称する。)までの(いずれも同日を含む。)各10連続取引日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値で1円未満の端数を切り上げた金額が当該決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2006年6月5日(以下「第一効力発生日」という。)及び2007年6月4日(以下「第二効力発生日」という。)(いずれも日本時間。以下「効力発生日」と総称する。)以降、それぞれ、上記の計算方法により算出された額に下方修正される。かかる修正は、決定日(同日を含まない。)から効力発生日(同日を含む。)までの期間になされた調整(以下「中間調整」という。)に従うものとし、遡及的調整は無視するものとする(但し、これに関する当社の義務には影響を及ぼさない。)。但し、転換価額は、

ご注意: この文書は、当社が2009年6月5日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

決定日の最低転換価額（第一回決定日の転換価額の 80%（上記（3）（ii）と同様の調整に服する。以下同様とする。）をいう（1円未満は切り上げる。））未満に修正されることはないものとし、転換価額が最低転換価額未満に減額された場合には、転換価額は最低転換価額とする。

- |  |   |
|--|---|
| (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は上記(3) (i)に従い決定される額とする。                       |
| (5) 新株の発行価額中の資本組入額                             | 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額のうち資本組入額は、当該発行価額に 0.5 を乗じ、その結果、1 円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。  |
| (6) 本新株予約権の行使期間                                | 2005 年 6 月 20 日から 2009 年 5 月 22 日における銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）まで。但し、本社債が下記 7. (5) に定めた事由に基づき繰上償還される場合は、当該償還日の 5 営業日前の日における銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、下記 7. (7) 記載の期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009 年 5 月 22 日（ロンドン時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。<br>さらに、本新株予約権行使の効力は、日本時間では本新株予約権行使請求日の翌暦日に発生し、同暦日を本新株予約権行使効力発生日とする。 |
| (7) その他の本新株予約権の行使の条件                           | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。   |
| (8) 代用払込に関する事項                                 | 商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。  |
| (9) 本新株予約権の消却事由                                | 本新株予約権の消却事由は定めない。   |
| (10) 期中に本新株予約権の行使があった場合の取扱い                    | 期中の本新株予約権の行使により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記 (6) に定める本新株予約権行使効力発生日の属する配当支払期間（毎年 5 月 31 日及び 11 月 30 日に終了する各 6 ヶ月間をいう。）の期首に行使があったものとみなしてこれを支払う。  |
| (11) 本新株予約権行使受付場所（新株予約権行使代理人）                  | Mitsubishi Securities International plc の本店   |
7. 本社債に関する事項
- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 額面総額及び発行総額 | 1,700,000,000 円及び上記 5. (1) 記載の MSIZ の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額 |
| (2) 各本社債の額面金額  | 1,000,000 円  |
| (3) 本社債の利率     | 利息は付さない。   |
| (4) 満期償還       | 2009 年 6 月 5 日に、本社債額面金額の 100% で償還する。   |
| (5) 繰上償還       | 130% コールオプション条項による繰上償還<br>当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が 30 連続                   |

ご注意：この文書は、当社が 2009 年 6 月 5 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

取引日にわたり当該各取引日において有効な転換価額（上記 6.(3)に定義される。）の 130%以上となった場合、当社は、当該 30 連続取引日の最終日から 30 日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して償還に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、2008 年 6 月 6 日以降 2009 年 6 月 4 日（まで、本社債残高全額（一部のみは不可）を本社債額面金額にて償還することができる。当社は、かかる償還を行う場合、上記通知より前で、かつ当該 30 連続取引日の最終日から 15 日以内に MSIZ に対して書面にて通知するものとする。

#### 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更により、当社は、本社債に関する次回の支払に際し、追加額支払の義務が発生したこと又は発生しうることを MSIZ に説明し了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部のみは不可）を本社債額面金額にて償還することができる。

#### 株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の要項に従い所定の措置を講じること等を条件に、当社は、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対して償還に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、2005 年 6 月 6 日以降、本社債残高全額（一部のみは不可）又は上記一定の措置において当社の申し出を承諾しなかった本新株予約権付社債の所持人の所持する本社債残高全部（一部のみは不可）を本社債額面金額に対する下記の割合で償還することができる。

2005 年 6 月 6 日以降 2006 年 6 月 5 日まで	額面金額の 104%
2006 年 6 月 6 日以降 2007 年 6 月 5 日まで	額面金額の 103%
2007 年 6 月 6 日以降 2008 年 6 月 5 日まで	額面金額の 102%
2008 年 6 月 6 日以降 2009 年 6 月 4 日まで	額面金額の 101%

#### 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、(i)2008 年 5 月 6 日以降 2008 年 5 月 21 日までに、又は、(ii)当社が主要な子会社（本新株予約権付社債の要項に定める。）の議決権ある株式の 50%以上を保有しなくなる場合（但し、当社が上記乃至の償還の通知を行っている場合を除く。）にはいつでも、その所持する本新株予約権付社債を償還権行使の請求書に付して支払代理人である Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branch（以下「支払代理人」という。）に預託することにより、2008 年 6 月 6 日において（(i)の場合）、又は償還行使の請求書を預託した日から 30 日後において（(ii)の場合）、額面金額にて当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。

#### (6) 買 入 消 却

当社又は当社の子会社は、適用法令に従って、いつでも本新株予約権付社債を、MSIZ を介して買入れ、保有又は売却することができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合、当社は、買入れた本新株予約権付社債を消却するために支払代理人に提出することができ、この場合支払代理人は直ちにこれを消却するものとし、これと同時に当社は消却された本新株予約権付社債に付せられた本新株予約権を放棄したものとみなされる。

#### (7) 債務不履行等による 強 制 償 還

本社債の元本又は額面超過金（もしあれば）の支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、MSIZ が本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当社は本社債残高全額を額面金額で、当該通知受領より 15 日後に、それ以前に当該事由が治癒され

ご注意：この文書は、当社が 2009 年 6 月 5 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- |      |            |                         |
|------|------------|-------------------------|
|      |            | ない限り償還しなければならない。        |
| (8)  | 社債券の様式     | 無記名式新株予約権付社債券           |
| (9)  | 本社債の担保又は保証 | 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。 |
| (10) | 財務上の特約     | 担保設定制限が付される。            |
| 8.   | 上場取引所      | 該当事項なし。                 |
| 9.   | その他の       | 安定操作取引は行わない。            |

以 上

ご注意：この文書は、当社が2009年6月5日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(ご参考)

## 1. 資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

今回の転換社債型新株予約権付社債発行による手取概算額 1,660 百万円 (MSIZ による追加買取権が全額行使された場合には 1,955 百万円) のうち、1,625 百万円を連結子会社である中国・愛而泰可新材料 (蘇州) 有限公司の設備資金に、残額を借入金返済および運転資金に充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 会社収益への影響

今回の調達資金により、前述中国現地法人におけるペットボトル用プリフォームの生産ラインの増設、キャップの生産ラインの新設並びに飲料充填受託事業開始等による売上増及び金利コスト低減による金融収支の改善を見込んでおります。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への継続的な利益還元を最優先とし、一方で、企業基盤の安定を構築するために内部留保を充実させることを利益配分の基本方針としております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

上記の方針に基づき、平成 16 年 11 月期の配当につきましては、当期純損失という誠に不本意な結果になりましたが、株主の皆様への継続的な利益還元を最優先する基本方針のもとに、財務内容を慎重に検討した結果、別途積立金を取り崩すこととさせていただき、1 株につき 12 円の配当とさせていただきます。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保に関しましては、企業基盤の安定を構築するために使用いたします。

### (4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 14 年 11 月期	平成 15 年 11 月期	平成 16 年 11 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失	21.70 円	65.88 円	28.53 円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益			
1 株当たり配当金	12.00 円	12.00 円	12.00 円
実績配当性向	100.9%		
株主資本当期純利益率	2.3%		
株主資本配当率	1.2%	1.3%	1.3%

(注) 1. 1 株当たり配当金、実績配当性向、株主資本配当率は、単体の数字となります。その他は、連結の数字です。

2. 各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本 (当該決算期首の資本の部合計

ご注意：この文書は、当社が 2009 年 6 月 5 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を期末の株主資本で除した数値です。
4. 平成 15 年 11 月期より「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。
5. 平成 15 年 11 月期及び平成 16 年 11 月期の配当性向および株主資本利益率については、1 株当たり当期純損益が損失のため記載しておりません。

### 3. その他

#### (1)潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため算出しておりません。

#### (2)過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 14 年 11 月期	平成 15 年 11 月期	平成 16 年 11 月期	平成 17 年 11 月期
始 値	620 円	437 円	424 円	456 円
高 値	682 円	485 円	550 円	1,235 円
安 値	392 円	388 円	392 円	401 円
終 値	428 円	439 円	460 円	792 円
株価収益率	19.7 倍			

- (注) 1. 平成 17 年 11 月期株価については、平成 17 年 5 月 17 日現在で表示しています。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を 1 株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。また、平成 15 年 11 月期及び平成 16 年 11 月期については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

以 上